

(様式第5号)

苦情申立書

年 月 日

契約担当者

様

住所又は所在地
氏名又は商号
建設業許可番号

下記のとおり苦情を申立てます。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事
- 2 不服のある事項
- 3 不服の根拠となる事項

(様式第6号)

回 答 書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

契約担当者
職氏名

平成 年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象工事
- 2 不服のあった事項
- 3 不服の根拠となる事項
- 4 回答内容

(教示)

- 1 この回答に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（兵庫県の休日を守る条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に再苦情申立書（別紙様式）により再度苦情の申立てを行うことができます。
- 2 再苦情の申立てがあった場合は、兵庫県入札監視委員会の審議に付し、再苦情の申立てがあった日から50日以内に審議の結果を受け、委員会から報告を受けた日の翌日から7日以内に書面により、再苦情申立者に回答します。

(様式第7号)

却下通知書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

契約担当者
職氏名

平成 年 月 日付で（再）苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 （再）苦情の対象とされた工事名
- 2 不服のあった事項
- 3 不服の根拠とされた事項
- 4 却下理由

(様式第8号)

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

契約担当者

様

住所又は所在地
氏名又は商号
建設業許可番号

下記のとおり再苦情を申立てます。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる工事
- 2 不服のある事項
- 3 不服の根拠となる事項

(様式第9号)

再 苦 情 回 答 書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

契約担当者
職氏名

平成 年 月 日付けで再苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 再苦情申立ての対象工事
- 2 不服のあった事項
- 3 不服の根拠となる事項
- 4 回答内容